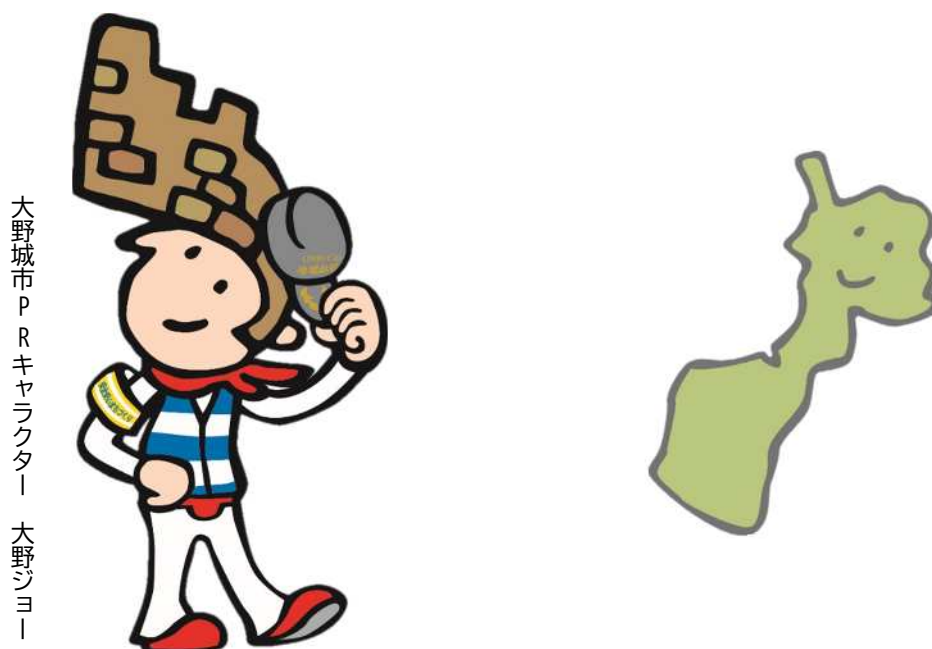


大野城市地域防犯基本計画

～地域と連携し、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現～



大野城市PRキャラクター 大野ジョー

大野城市 環境経済部 生活安全課

「大野城市地域防犯基本計画策定にあたって」

本市では、平成 21 年度に「大野城市安全で安心のまちづくり防犯対策推進プラン」を策定し、市民の皆さまや各団体、事業者、警察などと相互に連携し、防犯力の強化に取り組んでまいりました。

その成果もあり、本市の刑法犯認知件数は、年々減少を続け、平成 20 年は 1,641 件だったものが、令和 5 年には 602 件と大幅に減少しました。

しかしながら、デジタル技術の急速な進展による犯罪手口の巧妙化や、少子高齢化による地域活動の担い手不足など、私たちを取り巻く社会環境は変化を続けています。

このような状況の中、新たな防犯対策や取組を進め、安全で安心して生活ができるまちをつくるため、「大野城市地域防犯基本計画」を策定しました。

この計画では、「市民」、「地域」、「事業者」、「行政」がそれぞれの立場で役割を持ち、防犯対策に積極的に取り組んでいくこととしております。

また、「市民一人一人の防犯意識づくり」、「防犯力の高い地域づくり」、「犯罪における弱者の安全確保づくり」、「犯罪を抑制するまちづくり・犯罪被害者への支援」の 4 つの基本方針を掲げ、各施策を推進することで、目標である「地域と連携し、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現」につながっていくものと思料します。

最後に、今回の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました市民の皆さまや地域防犯基本計画策定検討委員会並びに防犯パトロール登録員の皆さまに心より感謝申し上げます。

私たち一人一人が防犯意識を高め、地域社会全体で協力し合うことで、より安全で安心できる大野城市を築いていきましょう。

大野城市長 井本 実司



も く じ

第1章 地域防犯基本計画の基本的な考え方

1 地域防犯基本計画の趣旨	
2 基本計画の目的	
3 基本計画の期間	
4 基本計画の位置付け	 2
5 基本計画の対象となる犯罪	 3

第2章 犯罪の現状と課題

1 大野城市における犯罪の発生状況と傾向	 4
2 市民アンケート調査結果	 5
3 防犯パトロール登録員との意見交換会の結果	 7
4 課題	 9

第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて

1 基本計画の目標	
2 市、市民、地域及び事業者の役割	
3 基本方針と基本施策	 2
4 基本施策の体系	 3

第4章 基本施策における実行プラン

1 各基本施策の実行プラン	 5
---------------	-----------

第5章 基本計画の推進体制と進捗管理

1 基本計画の推進体制	 25
2 基本計画の進捗管理	 25

参考資料

第1章 地域防犯基本計画の基本的な考え方

1 地域防犯基本計画の趣旨

本市の刑法犯認知件数は、平成20年が1,641件でした。そこで、対策を講じるため、「大野城市安全で安心のまちづくり防犯対策推進プラン」（以下「推進プラン」という。）を平成21年10月に策定し、市民が安全で安心して生活ができる防犯対策を推進してきました。

推進プランを実行した結果、令和5年は602件と大幅に減少しています。

しかしながら、社会情勢が大きく変化したことで、犯罪手口が巧妙化してきており、スマートフォン等を使用した新たな犯罪などが発生しており、新たな防犯対策が必要とされています。

そのため、推進プランの進捗状況、現状や課題を整理しつつ、市民、地域、事業者及びに市が、それぞれの役割で防犯対策を総合的かつ計画的に推進していくため、「大野城市地域防犯基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定するものです。

2 基本計画の目的

市民一人一人の規範意識の向上や連帯感の醸成に努めるとともに、防犯活動等に取り組む市民や地域への支援を通じて、地域防犯力を高め、各団体や関係機関との連携により、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現を目的とします。

3 基本計画の期間

基本計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とします。

策定後は、社会情勢などの変化に柔軟に対応した基本計画とするため、必要に応じて見直すこととします。

【基本計画実行期間】

	R06	R07	R08	R09	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20
第1期	実行期間														
第2期		報告・検証				検証・次期計画策定	実行期間								
第3期							報告・検証				検証・次期計画策定	実行期間			

実行期間 … 報告・検証 … 検証・次期計画策定

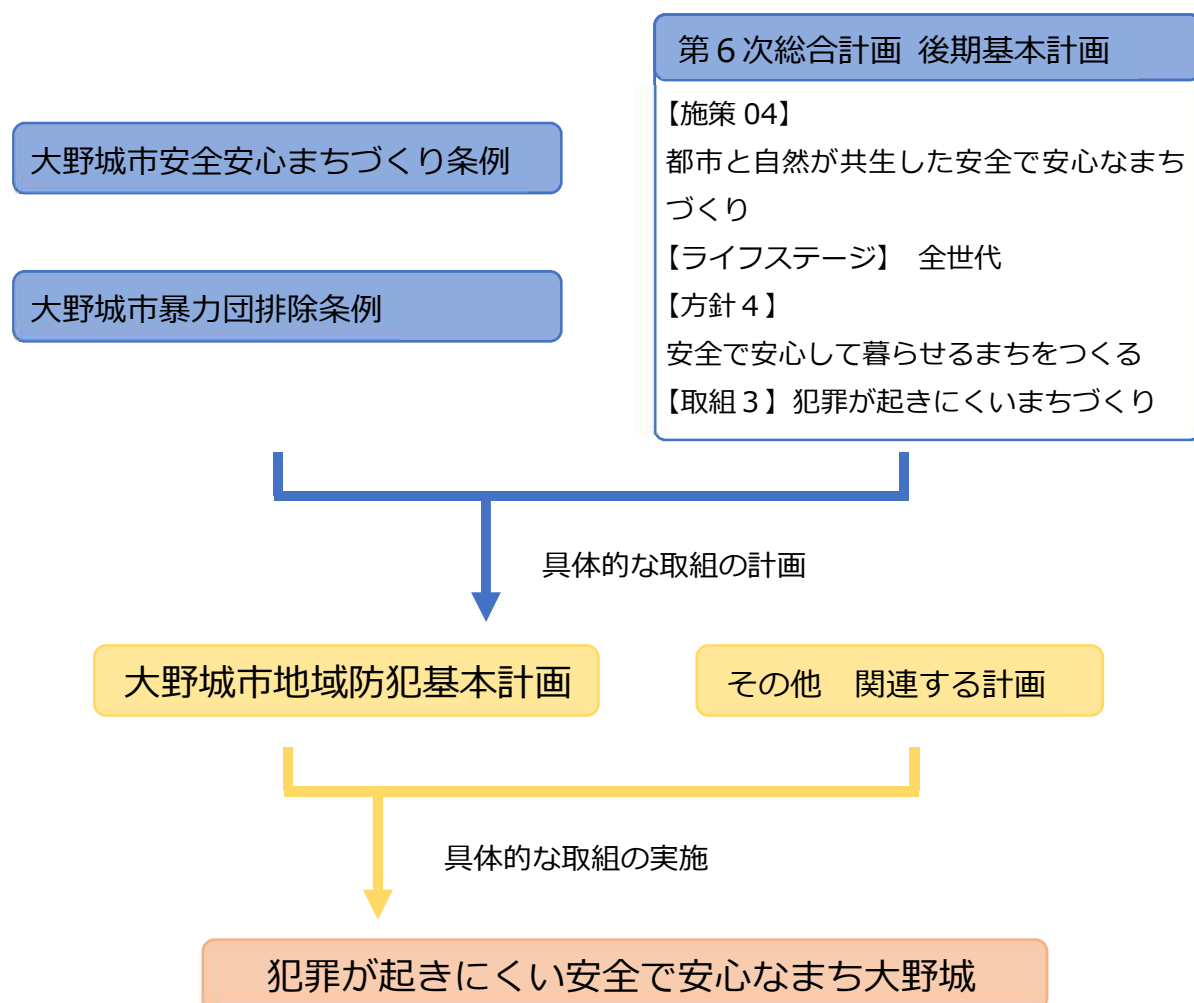
4 基本計画の位置付け

本市では、防犯のまちづくりの基本理念を定め、犯罪のない、誰もが日常生活において、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とした「大野城市安全安心まちづくり条例」及び「大野城市暴力団排除条例」を平成 22 年 4 月 1 日から施行しています。

また、第 6 次大野城市総合計画（平成 31 年度～令和 10 年度）では、都市将来像の実現（未来をひらく にぎわいとやすらぎのコミュニティ都市）に向けて、今後取り組む具体的な施策を示した、4 つの政策の 1 つとして「都市と自然が共生した安全で安心なまちづくり」を掲げています。

第 6 次大野城市総合計画後期基本計画では、全世代に向けた方針で「安全で安心して暮らせるまちをつくる」を掲げ、そのための取組として「犯罪が起きにくいまちづくり」を推進することとしています。

そのため、基本計画では、条例や第 6 次大野城市総合計画後期基本計画に掲げた「犯罪が起きにくいまちづくり」を、総合的かつ計画的に推進していくため、実現可能で具体的な取組を定めるものです。



5 基本計画の対象となる犯罪

基本計画では、刑法犯罪を対象とします。

刑法犯罪は、刑法及び特別刑法（暴力行為等処罰に関する法律、爆発物取締罰則、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律等の刑法以外の刑罰法規の総称）に規定される殺人・強盗・放火・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪があります。

なお、刑法犯罪の中でも、普段の生活における身近な犯罪（以下「街頭犯罪等」という。）と特殊詐欺は、重点項目とします。

【街頭犯罪等と特殊詐欺】

犯罪の種類		内容
街頭犯罪等	強盗	脅迫や実力行使で他人の財物を無理やり奪う犯罪行為
	不同意わいせつ等	前兆事案を含む性に関する犯罪行為
	侵入盗	空き巣、居空き、忍び込みといった家に侵入する犯罪行為
	自動車盗	自動車を盗む犯罪行為
	オートバイ盗	オートバイを盗む犯罪行為
	自転車盗	自転車を盗む犯罪行為
	ひったくり	通行人のカバン等を盗む犯罪行為
	車上ねらい	車の中にある金品等を盗む犯罪行為
	部品ねらい	ナンバープレートやカーナビといった部品を盗む犯罪行為
	自販機ねらい	自販機の扉の開閉部を破す等して、自販機の中から金品を盗む犯罪行為
	万引き	商業施設に入り、手にした商品について、金銭を支払うことなく持ち去る犯罪行為
特殊詐欺		様々な手段を使い、犯人の口座に送金させる犯罪行為 ※令和2年1月1日から10種類に分類されている。

第2章 犯罪の現状と課題

1 大野城市における犯罪の発生状況と傾向

表1 市内刑法犯認知件数（毎年1月1日～12月31日の集計）

【単位：件】

	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
凶悪犯	5	8	4	1	0	0	1	1
粗暴犯	26	44	40	41	61	43	45	37
窃盗犯	1,364	853	407	406	290	249	333	412
知能犯	40	7	15	18	4	7	15	82
風俗犯	5	22	9	17	11	11	10	16
その他	201	154	79	90	77	53	78	54
合 計	1,641	1,088	554	573	443	363	482	602

※凶悪犯…殺人、強盗、放火、強姦（強制性交等）の犯罪

※粗暴犯…暴行、傷害、脅迫、恐喝、凶器準備集合の犯罪

※窃盗犯…他人の財物を窃取することを内容とする犯罪

※知能犯…詐欺罪、背任罪、横領罪、文書偽造罪などといった犯罪

※風俗犯…性欲を原因とする犯罪又は性道徳に反する犯罪

※その他…上記犯罪以外の占有離脱横領や住居侵入盗の犯罪

- 本市の刑法犯認知件数については、平成20年は1,641件であったが、令和5年には602件まで減少しており、15年で1,039件（63.3%減）と大きく減少している。
- 特に窃盗犯については、成果が大きく現れており、人の目を光らせることで犯罪件数が大きく減少したものと考えられ、平成20年からの15年間で952件の減少となった。（69.8%減）
- 知能犯の件数は、減少傾向にあったものの、特殊詐欺が多くなってきており、令和4年から増加に転じており、令和5年は82件と急増している。
- 件数の減少の要因としては、本市では平成21年度に策定した防犯対策推進プランに基づき、市民一人一人が防犯意識を高め、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを実践し、大野城市防犯パトロール登録員の増加や各区での自主防犯団体による見守り活動や防犯活動を継続して実施したことにより、全体的に件数が減少したと考えられる。
- また、平成26年4月に筑紫野警察署の管轄区域が分割され、春日警察署を新設したことで、初動体制が強化されたことにより件数が減少した要因も考えられる。
- しかしながら、令和元年から5年間をみると、令和元年に件数が増加したが、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大により人出が減った影響もあって減少し、令和4年から増加に転じている。

表2 市内街頭犯罪等認知件数（毎年1月1日～12月31日の集計）

【単位：件】

	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4	R5
強盗	3	3	1	1	0	0	0	0
不同意わいせつ等	6	22	3	3	3	1	4	3
空き巣	99	49	14	15	7	6	10	11
忍込み	26	5	3	2	7	6	5	0
居空き	3	4	1	1	2	0	1	0
自動車盗	22	5	0	1	0	0	0	1
オートバイ盗	128	73	16	10	7	7	4	5
自転車盗	345	250	138	123	71	76	155	179
ひったくり	35	5	4	0	1	0	0	2
車上ねらい	186	93	24	22	17	11	11	25
部品ねらい	67	43	5	9	8	6	2	4
自販機ねらい	151	42	8	5	6	0	3	2
万引き	—	115	78	105	80	83	71	91
合 計	1,071	709	295	297	209	196	266	323

※街頭犯罪等とは、市民が身近に感じ、誰もが被害に遭う可能性がある犯罪

- 本市の街頭犯罪認知件数については、平成20年は1,071件であったが、令和5年には323件まで減少しており、15年で748件（69.8%減）と大きく減少している。
- 特に、見守り活動や防犯活動での成果として、市民により身近な犯罪となる空き巣、窃盗（自動車、オートバイ、自転車）、車上ねらい、部品ねらい、自販機ねらいは大きな減少となっている。
- 件数の減少の要因としては、刑法犯認知件数と同様に見守り活動や防犯活動を継続して実施したことにより、全体的に件数が減少したと考えられる。
- しかしながら、令和元年から5年間をみると、令和元年に件数が増加したが、令和2年と令和3年は新型コロナウイルス感染症拡大により人出が減った影響もあって減少し、令和4年から増加に転じている。
- また、自転車盗、万引きの件数が多く、この2つ罪種で全体の83.6%を占めている。

2 市民アンケート調査結果

令和5年7月10日から8月18日までの約1か月間、無作為抽出による1,500人を対象に防犯に関する市民アンケートを実施しました。

その結果は次のとおりとなりました。

アンケート調査概要

- （1）調査期間 令和5年7月10日～8月18日
- （2）調査対象 無作為抽出による市民1,500人
- （3）調査方法 アンケート用紙（郵送）とWeb回答によるもの
- （4）回答率 570人（回答率：38%）

アンケート回答結果 ※詳細な結果は、参考資料に記載しています。

- ①治安状況において、81.93%の人が「治安は良い」、「まあまあ良い」と思っている。
- ②日常生活において、「住宅等への侵入盗（34.91%）」、「乗物盗（36.14%）」、「特殊詐欺（35.44%）」といった犯罪を、「やや不安」又は「不安」に感じている。
- ③自身に取り組んでいる防犯対策としては、「2重錠や補助錠の対策」、「センサーライトの設置」、「自宅周辺に防犯砂利の敷設等の対策」といった自宅周辺の防犯対策を行っている。一方で、30.18%の人は、特に防犯対策を行っていない。
- ④犯罪情報や防犯情報の収集方法としては、「テレビやラジオ、新聞」、「市広報誌」、「SNS」を主な情報源としている。一方で、福岡県警の配信メールやアプリからの情報収集は少ない状況となっている。
- ⑤地域が活動を行っている自主防犯活動の認知を確認したところ、80.70%の人が「知っている」との回答だった。
- ⑥防犯ボランティア活動への参加状況を確認したところ、91.75%の人が「参加していない」との回答だった。
- ⑦防犯ボランティア活動への参加意向を確認したところ、25.09%の人は「参加したい」との回答であったが、64.39%の人は「参加したくない」との回答だった。
- ⑧防犯ボランティア活動の効果を確認したところ、65.61%の人が「効果がある」、「やや効果がある」との回答だった。
- ⑨自分たちにもできる「ながら防犯」を確認したところ、「買い物の行き帰り」、「通勤・通学中」、「散歩中」の見守り活動はできるとの回答が多かった。
- ⑩見守りカメラの設置に関して、どのように考えているか確認したところ、「安心感がある」、「犯罪抑止効果がある」、「犯罪検挙に効果がある」が多数を占めており、「監視されているようで不安」や「プライバシーを侵害」といったマイナス面の回答はほとんどなかった。
- ⑪市に取り組んでほしいことに関して確認したところ、「防犯灯の設置促進」、「見守りカメラの設置促進」、「子どもの防犯意識の向上」の順で多かった。

3 防犯パトロール登録員との意見交換会の結果

令和5年10月31日から11月7日までの期間中に、防犯パトロール登録員との意見交換会を4日間実施しました。

その結果は次のとおりとなりました。

意見交換会概要

(1) 日時、場所

令和5年10月31日（火）19時から20時30分 中央コミュニティセンター 多目的室

令和5年11月2日（木）19時から20時30分 北コミュニティセンター 視聴覚室

令和5年11月6日（月）19時から20時30分 南コミュニティセンター 視聴覚室

令和5年11月7日（火）19時から20時30分 東コミュニティセンター 研修室1・2

(2) 参加者数

中央コミュニティセンター：12人 ・ 北コミュニティセンター：7人

南コミュニティセンター：14人 ・ 東コミュニティセンター：14人 合計47人

(3) 実施内容

各会場とも各グループに分かれ、防犯パトロール登録員が活動している中で、「気づいたこと」、「困っていること」、「街頭見守りカメラに関すること」に分類して意見を伺った。

意見交換会で出た意見

〈活動中での気づき〉

- ①定年退職が伸びているから、登録員への加入が進まず、高齢化している。
- ②青パトの運用について、毎日巡回することで防犯の啓発となっている。
- ③関係団体（市、PTA、各団体等）との情報交換会は市全体の防犯に有効ではないか。
- ④他の活動団体等との連携、協力、横の連絡をもっと図っていくべき。
- ⑤情報の共有、車両の効果的利用、防犯意識の醸成に関する講習会を実施してほしい。
- ⑥各団体において、見守り活動の温度差があるように感じる。
- ⑦警察関係のOBの協力、春日警察署のパトカーによる巡回が必要である。
- ⑧見守り活動をしている際に、子どもたちは素直で礼儀が良いので元気をもらっている。
- ⑨LINE等のSNSで市に様々な事を伝えられるようになったら良い。また、逆に市から市民にも防犯上で危険な所など伝えられるようになると良い。
- ⑩まちをきれいにすることで、防犯対策になるのではないか。
- ⑪青パトでの巡回は適切な場所で行ってほしい。
- ⑫空き家・空き地があると犯罪の温床にならないか心配である。
- ⑬地域でのコミュニケーションの不足が原因のひとつでもある。ひとり暮らしの高齢者世帯もあるので心配である。昔は近所の連帯があったが今はないように感じる。高齢者が気軽に立ち寄れる施設や取組があればいい。
- ⑭暗い場所や交差点があり、周りが見えにくいところがある。街灯（防犯灯）等をもっと増やした方が良い。

- ⑮防犯活動の際には、PTAにも声をかけている。一緒にパトロールすることで次につながり、何かある時には声をかけやすくなる。
- ⑯最近では、若者を見かけない。若者はパトロールが来るのを分かっているのではないかと感じている。また、活動がマンネリ化しているので、曜日や時間の変更を検討した方がよい。
- ⑰マンションの人たちは人となりがたくなひが多く、総会や防犯活動等の集まりに来ない。来られないのであれば、マンションの玄関で立番するなどできる防犯活動を推進してはどうか。
- ⑱「まどかぷらっと」制度があり、活動のやる気がでる。知らない人もいるので、啓発が必要ではないか。
- ⑲1年に2回（夏と冬）でもいいので、青パト部隊と歩行部隊を編成して、「統一パトロールの日」等を設定してはどうか。

〈活動で困っていること〉

- ①青パト乗車者の年齢が高齢化しており、活動継続の可能性も限界に近い。高齢の同乗者はいても運転者がいない場合がある。若者の教育を図ってほしい。
- ②学童保育に通う子どもたちの下校時間が夕方の時間帯となり、帰りの見守り活動人員が不足している。
- ③活動意義や活動方法を分かっていない人が多いため、年に複数回の防犯パトロール登録員と青パトの講習会を行ってほしい。
- ④青パトのテープの内容を1パターンではなく時期や防犯の内容を考えて、数種類ほしい。（年末…火災、夏…性犯罪、自転車盗、詐欺等といった広報活動）
- ⑤資機材（誘導棒やベスト）の購入における市からの支援を考えて欲しい。
- ⑥青パトでの巡回場所が、統一されていないので、会合を実施するべきである。

〈街頭見守りカメラに関すること〉

- ①街頭見守りカメラは、犯罪抑止に大変有効であるので、もっと増やしてほしい。
- ②個人や企業が防犯カメラを設置する際には、補助金制度を設けて促進していくことが有効ではないか。
- ③人気がないような所にも街頭見守りカメラを設置した方がいい。
- ④個人宅や民間企業と連携して、設置していくことが望ましい。
- ⑤公園や静かな場所、防犯灯が付いていない所は、犯罪が起きやすいので、重点的に設置してほしい。

4 課題

今回の市民アンケート調査や地域防犯パトロール登録員との意見交換会を実施した結果、次のとおり新たな課題が抽出された。

(1) 防犯活動に対する理解促進

市民は、防犯活動団体の活動は犯罪抑止に効果的であると感じている一方で、団体が活動している際に苦情が出ている。(青パト車両で巡回中に放送音量が大きい等)

そのため、市民に対して団体が実施している防犯活動の理解等を深める必要がある。

(2) 「ついで隊」や「ながら防犯」の推進

防犯活動団体への参加ではなく、個人が一人で気軽に防犯活動ができる「ついで隊」や「ながら防犯」が知られていない。そのため、「ついで隊」や「ながら防犯」の啓発を行い、一人でもできる防犯活動を推進していく必要がある。

(3) 防犯パトロール登録員の高齢化に伴う担い手不足

犯罪抑止の要となる防犯パトロール登録員が、高齢化等により担い手不足となっていることから、幅広い世代の登録員増加を目指すため、防犯活動の意義・やりがいを周知啓発する必要がある。

(4) 防犯パトロール登録員の強化

防犯パトロール登録員から青パト活動の意義や内容を再確認したいという意見が出ていることから、防犯パトロール登録員や青パト実施者に対する研修会や手引書作成などの取組が必要である。

(5) 防犯活動団体の連携強化

防犯活動を実施している各団体間の情報共有ができていないことから、新たに連絡協議会を創設し、団体間の連携強化を図る必要がある。

(6) 防犯活動団体への支援

防犯活動団体が活動するための資機材は、自己負担で調達しており、新しい資機材等を購入できていない。そのため、市として資機材等の支援が必要である。

(7) 防犯灯設置の推進

暗い場所等の危険箇所がまだ残っており、今後も防犯灯の増設が求められていることから、防犯灯の設置基準に関して精査し、推進していく必要がある。

(8) 街頭見守りカメラの増設や防犯カメラの設置支援

市による街頭見守りカメラの増設や個人（事業者）への設置促進のための支援が求められていることから、設置計画を作成し、推進していく必要がある。

(9) 高齢者等に対する特殊詐欺被害防止対策

特殊詐欺の認知件数が急増し、R5 年 8 月末時点で 34 件と、過去 15 年間で最大の被害件数となっている。そのため、高齢者に対する特殊詐欺被害防止に向けた対策を行う必要がある。

また、推進プランから継続した課題は次のとおりである。

(1) 空き家・空き地への対策

空き家・空き地があることで、人の目に触れない場所での犯罪が起こる可能性があることから、空き家・空き地所有者に対して空き家バンクや各種補助金を活用した除却等の啓発活動が重要である。

(2) 子どもや女性の防犯対策、犯罪被害者への対応

スマートフォンの普及や犯罪手口の巧妙化により、子どもや女性を狙ったつきまといや性犯罪など、前兆事案を含めた犯罪が増加している。そのため、犯罪に巻き込まれる可能性が高い対象者に配慮した防犯対策等を講ずる必要がある。

また、国や県が行っている犯罪被害者への対応に注視しながら、市での支援を検討する必要がある。

(3) 警察官 OB の協力や警察との連携

地域防犯の活動において、アドバイザー的な存在がいらないことから、市内在住の警察官 OB に協力いただき、地域防犯の助言や指導ができる仕組みや支援を検討する必要がある。

また、地域、警察、市などが更に連携を深める必要がある。

(4) 安全安心まちづくり推進事業所の増加と強化

安全安心まちづくり推進事業所に登録している事業所数は、現在、110 事業所である。登録事業所では、負担にならない程度での防犯活動を行っているが、今後は新たな防犯活動を実施する工夫や登録事業所の増加を目指し、地域防犯の強化を行う必要がある。

第3章 犯罪のない安全で安心なまちづくりに向けて

1 基本計画の目標

「地域と連携し、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現」

大野城市安全安心まちづくり条例では、犯罪を未然に防止し、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、関係する団体、組織と連携を図りながら、共働して安全安心なまちづくりを総合的に推進していくことを基本理念としており、これを念頭に、「地域と連携し、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現」を目標とします。

【総合的な成果目標（数値目標）】

刑法犯認知件数の減少 (大野城市内)	年間 380 件以下（令和 10 年度末時点）
街頭犯罪等認知件数の減少 (大野城市内)	年間 210 件以下（令和 10 年度末時点）
特殊詐欺認知件数の減少 (春日警察署管内)	年間 8 件以下（令和 10 年度末時点）

2 市、市民、地域及び事業者の役割

目標を達成するため、市、市民、地域及び事業者が、それぞれの役割を担い、共働して、総合的な防犯対策に取り組む必要があり、それぞれの役割を次のとおり整理します。

(1) 市の役割

市は、安全で安心なまちづくりに向けて市民や地域（事業者）の意識啓発や自主的な活動を支援するとともに、防犯環境の整備など市民や地域（事業者）と共働して、防犯対策を推進します。

(2) 市民の役割

市民は、犯罪被害を未然に防ぐため、自身が防犯に対する関心を高めて、自主的に取り組むよう努めます。

(3) 地域の役割

地域は、相互に協力して犯罪を防止するための活動を行うとともに、地域の防犯機能を高めるよう努めます。

(4) 事業者の役割

事業者は、地域社会を構成する一員として、犯罪を防止するために必要な対策を講ずるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めます。

3 基本方針と基本施策

基本計画の目標に向けた取組を進めるため、基本方針として4つの柱を掲げて、これらに沿った基本施策を展開していきます。

また、推進プランで実施していた事業は、見直し等を行った上で、継続して進めていきます。

(1) 市民一人一人の防犯意識づくり

防犯は、市民一人一人が「自分の安全は自分で守る」という意識を持つことが重要となります。そこで、市民が自主的に防犯意識を高め、行動できるような施策を展開します。

また、市民に対して地域が実施している防犯活動に対する理解を促進し、活動への参加につながるような施策もあわせて展開します。

【基本施策】①防犯意識の高揚 ②防犯力を高める情報発信
③防犯力を高めるための人づくり・やりがいづくり

(2) 防犯力の高い地域づくり

地域の結束は、犯罪発生抑止の効果が非常に高いとされています。そのため、地域が一体となり、防犯対策に取り組むことで、犯罪のないまちづくりの一步となります。

そこで、地域の連帯感を高め、活動意欲の高揚と継続が図れるような取組を新たに展開します。

【基本施策】①地域防犯の活動促進 ②地域防犯の体制づくり

(3) 犯罪における弱者の安全確保づくり

犯罪に巻き込まれる可能性が高い子どもや高齢者、女性への被害を未然に防ぐため、自らが身を守ることも重要となります。

そこで、子ども、高齢者、女性等の犯罪における弱者自身が防犯力を向上させ、安全確保につながるような施策を展開します。

【基本施策】①子ども・若者の防犯力強化 ②高齢者の防犯力強化
③女性の防犯力強化

(4) 犯罪を抑制するまちづくり・犯罪被害者への支援

犯罪が起こりにくいまちづくりのためには、ソフト面からの防犯対策の強化に加え、犯罪発生抑止に配慮した防犯環境の整備（ハード面）も行うことが重要となります。

そこで、市の総合的な防犯対策として、犯罪のないまちづくりや犯罪被害者への支援につながるような施策を展開します。

【基本施策】①防犯環境の整備 ②市民生活の安全の確保

4 基本施策の体系

基本計画の施策体系は次のとおりとします。

「地域と連携し、市民が安全で安心して生活できる地域社会の実現」

基本方針（１）市民一人一人の防犯意識づくり

基本施策① 防犯意識の高揚

- 〈主な取組〉 ○関係機関と連携した防犯情報の発信
☆市民に対する防犯への理解啓発
☆「ついで隊」や「ながら防犯」の参加促進 等

基本施策② 防犯力を高める情報発信

- 〈主な取組〉 ○「防災メールまもるくん」や「みまもっち」の普及啓発
○警察や防犯協会との円滑な情報共有
☆SNS を活用した防犯活動参加の呼びかけ 等

基本施策③ 防犯力を高めるための人づくり・やりがいづくり

- 〈主な取組〉 ☆防犯活動の意義・やりがいを幅広い世代に周知啓発
☆「まどぶらパス」の普及促進 等

基本方針（２）防犯力の高い地域づくり

基本施策① 地域防犯の活動促進

- 〈主な取組〉 ○市内在住の警察官 OB との連携
○防犯指導員との連携
☆(仮称)登録員技能向上研修会の開催
☆防犯活動手引書の作成
☆事業所における地域防犯活動の推進 等

基本施策② 地域防犯の体制づくり

- 〈主な取組〉 ☆(仮称)防犯連絡協議会の創設
☆活動団体への資機材支援

※主な取組における「○」は推進プランから見直し継続する事業、「☆」は、新規事業

基本方針（３）犯罪における弱者の安全確保づくり

基本施策① 子ども・若者の防犯力強化

- 〈主な取組〉 ○ネットモラル教育
○通学路における安全確保
☆「子ども見守りシステム」の普及啓発
☆子ども 110 番の家の普及啓発 等

基本施策② 高齢者の防犯力強化

- 〈主な取組〉 ☆特殊詐欺被害防止対策
☆「あんしんまどか・ここだよまどか・みつけてまどか」との連携 等

基本施策③ 女性の防犯力強化

- 〈主な取組〉 ○「防災メールまもるくん」や「みまもっち」の普及啓発
☆不審者等から身を守るため情報発信や対策の周知啓発 等

基本方針（４）犯罪を抑制するまちづくり・犯罪被害者への支援

基本施策① 防犯環境の整備

- 〈主な取組〉 ○空き家・空き地対策の実施
○暴力団排除活動の推進
☆防犯灯設置の推進
☆街頭見守りカメラ設置計画の策定 等

基本施策② 市民生活の安全確保

- 〈主な取組〉 ☆犯罪被害者への支援
☆護身術講座等の実施
☆施設内の不審者等への対応講座の実施 等

第4章 基本施策における実行プラン

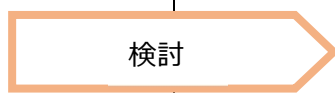
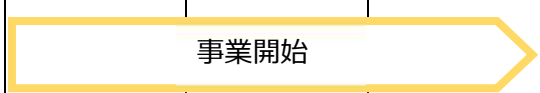
1. 各基本施策の実行プラン

各基本施策における具体的な取組を次のとおり計画的に展開していきます。

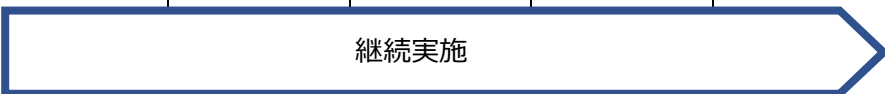
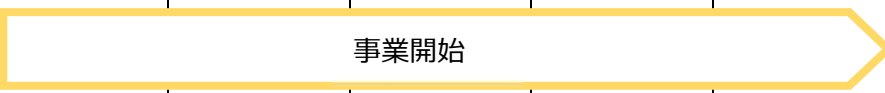
基本方針	(1) 市民一人一人の防犯意識づくり				
基本施策	①防犯意識の高揚				
役 割	市民、地域、事業者				
目 的	市民一人一人が「気軽に自分でも防犯活動ができる」という意識を醸成し、地域等が実施している防犯活動を市民に対して広く知らせることで自発的な防犯活動へつなげていきます。				
取組内容					
【継続する取組】					
○関係機関と連携した防犯情報の発信					
関係機関と連携し、街頭啓発活動などを通じて防犯情報を定期的に発信することで、防犯に対する意識の高揚を行います。					
【新たな取組】					
☆市民に対する防犯への理解啓発					
防犯活動団体の活動を市民に幅広く周知することで、防犯活動団体の活動への理解を深める新たな取組を実施していきます。					
☆「ついで隊」や「ながら防犯」の参加促進					
筑紫地区で実施している「ついで隊」や福岡県が実施している「ながら防犯」を啓発することで、誰もができる防犯活動の参加を促進できるような取組を実施していきます。					
実施期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続する取組	継続実施				
新たな取組	検討	事業開始			
活動目標	ついで隊の登録人数（令和 4 年度末時点 1,778 人）				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	1,850 人	1,900 人	1,950 人	2,000 人	2,050 人

基本方針	(1) 市民一人一人の防犯意識づくり				
基本施策	②防犯力を高める情報発信				
役 割	市、地域				
目 的	地域犯罪発生状況に応じた情報や防犯対策を定期的に発信します。				
取組内容					
【継続する取組】					
○「防災メールまもるくん」、「みまもっち」などの普及啓発 メールやアプリにて、地域の身近なところで発生した事件や不審者などに関する情報を、いち早く登録者に知らせることで注意喚起を実施していきます。					
○各区、各コミュニセンタを通じて、防犯情報誌等の提供 情報発信のために警察や防犯協会と円滑に情報共有し、緊急性の高い防犯情報を迅速に発信していきます。					
○広報、ホームページによる、防犯や防犯活動についての情報発信 関係機関から様々な情報を集約し、地域の犯罪発生状況に応じた防犯対策等を定期的に発信していきます。					
【新たな取組】					
☆SNS を活用した防犯活動参加の呼びかけ SNS を活用し、防犯活動団体の活動を情報発信することで、市民が防犯活動に参加しやすい取組を実施していきます。					
実施期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続する取組	継続実施				
新たな取組	検討	事業開始			
活動目標	SNS を活用した防犯活動への呼びかけ年間回数				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	制度設計		4 回	8 回	12 回

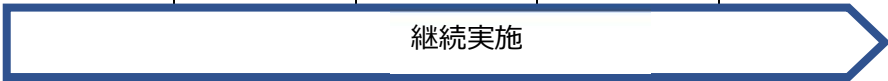
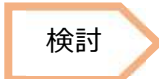
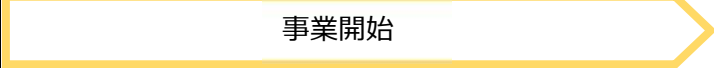
基本方針	(1) 市民一人一人の防犯意識づくり					
基本施策	③防犯力を高めるための人づくり・やりがいづくり					
役 割	市、市民、地域、事業者					
目 的	市民一人一人が自分の身は自分で守る意識とともに、地域を共に守ろうというコミュニティ意識を高めます。					
取組内容						
【新たな取組】						
☆防犯活動の意義・やりがいを幅広い世代に周知啓発						
地域が行っている防犯活動は、犯罪抑止に大きく貢献していることから、活動内容を広く周知し、防犯活動に対する感謝の気持ちを醸成し、多くの市民が防犯活動に参加できる取組を実施していきます。						
☆「まどぶらパス」の普及促進						
防犯活動に参加するとポイントがもらえる「市民公益活動促進プラットフォームまどぶらパス」の啓発を行うことで、防犯活動への継続した参加や自発的な参加につながるような取組を実施していきます。						
実施期間		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
新たな取組		検討		事業開始		
活動目標	大野城市防犯パトロール登録員数の増員（令和 4 年度末時点 752 人）					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
	850 人	900 人	950 人	1,000 人	1,050 人	

基本方針	(2) 防犯力の高い地域づくり					
基本施策	①地域防犯の活動促進					
役 割	市、地域、事業者					
目 的	活動している人やこれから活動する人が、より分かりやすい活動方法を示すことで、活動意義の認識を高めていきます。 また、安全安心まちづくり推進登録事業所においても、登録意義を再認識していただき、防犯活動への参加を呼び掛けていきます。					
取組内容						
【継続する取組】						
○市内在住の警察官 OB との連携						
防犯活動の相談や助言できる防犯について、専門的な知識を持った市内在住の警察官 OB と連携することで、地域の安全確保を実施していきます。						
○防犯指導員との連携						
春日警察署から委嘱を受けている防犯指導員と連携し、地域防犯活動を実施します。 また、防犯指導員が活動の際に必要な資機材等を支援します。						
【新たな取組】						
☆(仮称)登録員技能向上研修会の開催						
☆防犯活動手引書の作成						
防犯パトロール登録員の活動の1つである青パト活動の意義や内容を再確認できる研修会等を実施し、誰もが分かりやすい防犯活動手引書を配布する取組を実施していきます。						
☆事業所における地域防犯活動の推進						
安全安心まちづくり推進協議会を軸に、市民参加の大会を継続して実施し、功労団体等へ表彰を行うとともに、安全安心まちづくり推進事業所が更なる防犯意識の高揚を図れる取組を実施していきます。						
実施期間		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続する取組						
新たな取組						
活動目標	安全安心まちづくり推進事業所の登録数の増加 (令和 4 年度末時点 112 事業所)					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
	140 事業所	160 事業所	175 事業所	190 事業所	200 事業所	

基本方針	(2) 防犯力の高い地域づくり				
基本施策	②地域防犯の体制づくり				
役 割	市、地域				
目 的	防犯活動団体、市及び関係機関との意見交換の場を設けることで、活動意欲の高揚と活動継続を図っていきます。				
取組内容					
【継続する取組】					
○毎月第2・4金曜日の一斉街頭活動の実施					
筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会と連携し、毎月第2・4金曜日に実施している「一斉街頭活動の日」に、地域、関係団体、市、警察及び消防が協力しての防犯活動を実施していきます。					
【新たな取組】					
☆(仮称)防犯連絡協議会の創設					
防犯活動を実施している各団体間の情報共有ができていないことから、新たな協議会を創設し、団体間の連携強化を図る取組を実施していきます。					
☆活動団体への資機材支援					
防犯活動団体が活動するための資機材は、自己負担で調達しており、新しい資機材等を購入できていないため、市として資機材等を支援する取組を実施していきます。					
実施期間	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続する取組					
新たな取組					
活動目標	(仮称) 防犯連絡協議会の会議回数				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
			2回	2回	2回

基本方針	(3) 犯罪における弱者の安全確保づくり					
基本施策	①子ども・若者の防犯力強化					
役 割	市、市民、地域、事業者					
目 的	子どもや若者が被害者となる犯罪を防止することはもちろん、加害者とならないため、地域での見守り活動やネットモラル教育などの取組を実施し、子ども・若者の安全確保を図っていきます。					
取組内容						
【継続する取組】						
○ネットモラル教育						
スマートフォンの普及により、子どもや若者が被害者や加害者となる可能性が高まっている。これを未然に防ぐためスマートフォンに対する正しい利用方法等の理解を深める教育を実施していきます。						
○通学路における安全確保						
地域や関係団体を中心となった見守り活動や合同安全点検を実施することで、小中学校の通学路における安全確保対策を実施していきます。						
【新たな取組】						
☆「子ども見守りシステム」の普及啓発						
見守り端末を持った子どもたちが、市内に設置された見守りポイントや見守り人を通して、位置情報が把握できる「子ども見守りシステム」の本格運用を令和6年度から開始します。今後、一人でも多くの見守り人の確保や子どもの見守り活動の一助となるよう市民に幅広く周知できる取組を実施していきます。						
☆子ども110番の家の普及啓発						
子どもを保護して警察に通報するボランティア「子ども110番の家」の活動への理解を深め、地域や事業者に普及することで、子どもたちへの事件や事故を抑制できる取組を実施していきます。						
実施期間		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
継続する取組						
新たな取組						
活動目標	子ども110番の家の登録軒数（令和4年度末 1,140軒）					
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	
	1,180軒	1,200軒	1,220軒	1,240軒	1,260軒	

基本方針	(3) 犯罪における弱者の安全確保づくり				
基本施策	②高齢者の防犯力強化				
役 割	市、市民、地域				
目 的	高齢者が狙われやすい特殊詐欺の防止や行方不明になった高齢者を早期に発見するなど、高齢者の財産や生命を守る取組を実施し、高齢者の安全確保を図っていきます。				
取組内容					
【新たな取組】					
☆特殊詐欺被害防止対策					
高齢者を狙った特殊詐欺や悪質商法については、近年、手口が巧妙化してきており、迅速な情報提供や被害を未然に防ぐ取組を実施していきます。					
☆「あんしんまどか・ここだよまどか・みつけてまどか」との連携					
ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯等への安否確認を行う「あんしんまどか」、認知症等により行方不明となった高齢者を迅速かつ円滑に搜索できる「ここだよまどか」、認知症等により行方不明となった高齢者の二次元バーコードを読み取り家族に伝える「みつけてまどか」の運用を令和5年度から開始しています。					
市民一人一人が、本事業に対する正しい理解を深めることができる取組を実施していきます。					
実施期間	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
新たな取組	検討	事業開始			
活動目標	二セ電話詐欺被害防止付き電話購入費助成件数（令和6年度事業開始）				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	40件	50件	60件	70件	80件

基本方針	(3) 犯罪における弱者の安全確保づくり				
基本施策	③女性の防犯力強化				
役 割	市、市民、地域				
目 的	女性が卑劣な犯罪に遭わないように、防犯意識や危険回避能力を自ら高められるための情報発信（被害に遭いやすい犯罪の特徴や傾向、手口など）を行い、女性の安全確保を図っていきます。				
取組内容					
【継続する取組】					
○「防災メールまもるくん」、「みまもっち」などの普及啓発 メールやアプリにて、地域の身近なところで発生した事件や不審者などに関する情報をいち早く登録者に周知することで、自分で犯罪状況の確認や防犯対策を行い、防犯意識の醸成を図っていきます。					
【新たな取組】					
☆不審者等から身を守るため情報発信や対策の周知啓発 自分自身が危険回避能力を高めるため、被害に遭いやすい犯罪の特徴や傾向、手口などを踏まえた防犯対策の情報発信等の新たな取組を実施していきます。					
実施期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続する取組					
新たな取組					
活動目標	「防災メールまもるくん」の登録人数の増加 (令和 4 年度末時点 8,445 人)				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	9,000 人	9,250 人	9,500 人	9,750 人	10,000 人

基本方針	(4) 犯罪を抑制するまちづくり・犯罪被害者への支援				
基本施策	①防犯環境の整備				
役 割	市				
目 的	一般的に犯罪者は、「視線を遮るものがなく、監視の目が光っている場所」では犯行を躊躇（ちゅうちょ）し断念する可能性が高いといわれていることから、視線が遮られ、監視の目が及ばないような空間を減らす取組を実施し、犯罪抑止を図ります。				
取組内容					
【継続する取組】					
○空き家・あき地対策の実施 「あき地の環境保全に関する条例」や「空き家等対策計画」に基づき、不適切な空き地や空き家の発生を予防し、適切な管理について啓発を実施していきます。					
○暴力団排除活動の推進 「大野城市暴力団排除条例」に基づき、市が中心となり、地域や事業者と一体となった暴力団排除活動を実施していきます。					
【新たな取組】					
☆防犯灯設置の推進 防犯灯の設置基準に関して精査し、市内の危険な場所に対して、防犯灯設置を推進していきます。 また、既存の防犯灯については、予防保全を含む適切な維持管理を行います。					
☆街頭見守りカメラ設置計画の策定 市による街頭見守りカメラの増設や個人（事業者）への設置促進を支援するため、新たに街頭見守りカメラ設置計画を策定し、推進していきます。					
実施期間	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
継続する取組	継続実施				
新たな取組	検討	事業開始			
活動目標	街頭見守りカメラ設置計画の推進				
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
	計画策定	事業開始 ※設置計画の中で、具体的な目標設置を決定			

基本方針	(4) 犯罪を抑制するまちづくり・犯罪被害者への支援					
基本施策	②市民生活の安全確保					
役 割	市					
目 的	市民が被害者となる犯罪を未然に防ぐことはもちろん、犯罪に遭った際の支援体制を整え、警察と連携し、市民生活の安全確保を図ります。					
取組内容						
【新たな取組】						
☆犯罪被害者への支援						
犯罪被害者等の抱える問題は、雇用、保健福祉、教育、経済的負担等と多岐にわたるため、国県等の情報を注視し、市として必要な支援を実施していきます。						
☆護身術講座等の実施						
警察と連携し、自らの身を守るための護身術講座を実施していきます。						
☆施設内の不審者等への対応講座の実施						
警察と連携して、民間施設を含む施設内での不審者等に対する対応講座を実施し、危険に遭遇した場合の対処方法の習熟を図る取組を実施していきます。						
実施期間		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
新たな取組		検討		事業開始		
活動目標	護身術講座、施設内の不審者等への対応講座の実施					
	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	
	制度設計		2 回	2 回	2 回	

第5章 基本計画の推進体制と進行管理

1 基本計画の推進体制

(1) 基本計画の進捗管理体制

全市的な推進体制として、犯罪や暴力などのない安全安心なまちづくりの実現に寄与することを目的として設置された「大野城市安全安心まちづくり推進協議会」において、基本計画の進捗管理を実施していきます。

(2) 市職員による推進体制

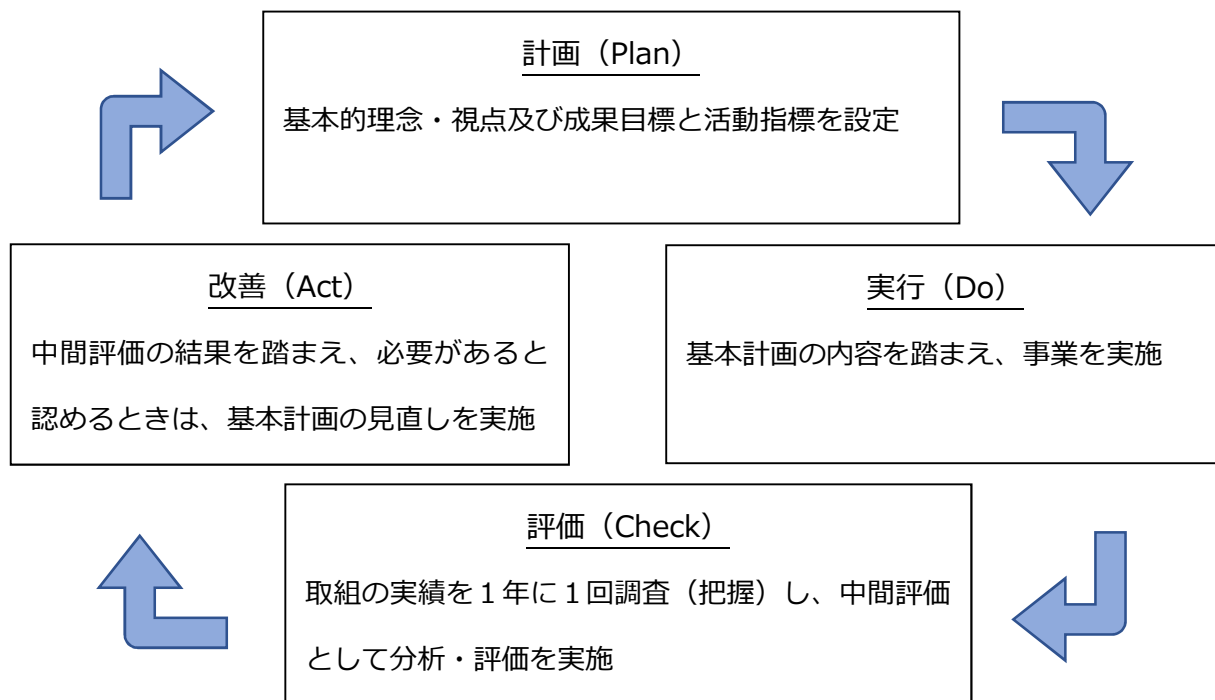
基本計画の推進に当たり、関係部署と連携を深めるため、新たに市役所内部で推進会議を設置し、情報共有を図るとともに、市役所一体となって施策を推進していきます。

2 基本計画の進行管理

(1) PDCAサイクルによる進行管理

基本計画に定める事項については、下図のとおり定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認める場合には、基本計画の変更を含め、必要な措置を講ずることとします。

また、大野城市安全安心まちづくり推進協議会が基本計画の審議機関として、進捗管理等を行えるよう検討することとします。



參考資料

○推進プラン【第3次】の実績（令和元年度～令和4年度）

推進プラン【第3次】において、令和元年度から令和4年度までの実績は次のとおりとなります。

【成果目標の実績】

	R1	R2	R3	R4
刑法犯認知件数（大野城市内）	573 件	443 件	363 件	482 件
街頭犯罪認知件数（大野城市内）	186 件	123 件	113 件	192 件
特殊詐欺認知件数（春日署管内）	18 件	7 件	7 件	13 件
	3,299 万円	817 万円	735 万円	2,500 万円
防犯パトロール登録員数	793 人	757 人	720 人	752 人

【施策別の実施内容】※推進プランに基づき実施した内容

テーマⅠ：防犯意識の高揚（自助） 市民の防犯意識を高め、自主的に行動できるような対策として3つの実行プランを掲げ、6施策を展開します。				
施策	R1	R2	R3	R4
施策(1)関係機関と連携した防犯情報の発信 ・各区、各コミへの情報提供	毎月配布	毎月配布	毎月配布	毎月配布
施策(2)緊急性の高い案件の迅速な情報提供 ・防災メールまもるくんでのメール配信数	60 件	74 件	41 件	54 件
施策(3)防災メールまもるくん等の普及啓発 ・防災メールまもるくん登録者数	7,472 人	7,771 人	7,912 人	8,445 人
施策(4)出前講座の実施 ・出前講座の実施回数	9 回	1 回	1 回	5 回
施策(5)啓発活動の実施 ・市安全安心まちづくり推進大会の実施	実施	未実施	実施	実施
施策(6)自主防犯パトロール参加者の拡大 ・ついで隊登録者数	1,738 人	1,743 人	1,771 人	1,778 人
テーマⅡ：地域防犯力の向上（共助） 地域の連帯感を高め、地域防犯活動に積極的に取り組んでもらえるような対策として2つの実行プランを掲げ、5施策を展開します。				
施策	R1	R2	R3	R4
施策(7)区単位の自主防犯団体の設立及び活動支援 ・自主防犯団体数	55 団体	53 団体	61 団体	55 団体

施策	R1	R2	R3	R4
施策(8) 事業所における地域防犯活動の推進 ・安全安心まちづくり推進事業所数	87 事業所	99 事業所	99 事業所	112 事業所
施策(9) 防犯リーダーの育成・支援 ・防犯ボランティアリーダー研修会の実施	実施	実施	実施	実施
施策(10) 青パトを活用したコミュニティ単位でのパトロール活動の支援 ・各コミでの青パトでのパトロール回数	南 40 回 中央 250 回 東 268 回 北 135 回	南 32 回 中央 203 回 東 178 回 北 114 回	南 28 回 中央 210 回 東 155 回 北 139 回	南 37 回 中央 226 回 東 248 回 北 124 回
施策(11) 毎月第 2・4 金曜日の一斉街頭活動の実施 ・毎月第 2・4 金曜日の一斉街頭活動の回数	46 回	35 回	25 回	33 回
テーマⅢ：犯罪における弱の安全確保（共助）（公助） 犯罪における弱者を守る防犯対策として 3 つの実行プランを掲げ、7 施策を展開します。				
施策	R1	R2	R3	R4
施策(12) 通学路における安全確保 ・通学路の安全点検か所数	45 か所	22 か所	21 か所	22 か所
施策(13) ふれあい教室の実施 ・ふれあい教室の実施	実施	未実施	実施	実施
施策(14) インターネットモラルの啓発 ・小中学生に対し啓発グッズの配布	実施	実施	実施	実施
施策(15) 保育所や学校施設内の安全確保及び危機管理の実施 ・市立保育所、市立小中学校における防犯カメラの設置台数	71 台	71 台	71 台	71 台
施策(16) 特殊詐欺に対する啓発 ・出前講座の実施回数	9 回	2 回	6 回	10 回
施策(17) 独居高齢者や高齢者世帯を対象とした見守り活動の実施 ・60 歳以上の消費生活センター相談件数	352 件	421 件	421 件	440 件
施策(18) 性犯罪、ひったくりの防止 ・街頭見守りカメラ設置か所と台数	15 か所 52 台	17 か所 59 台	19 か所 66 台	21 か所 72 台

テーマⅣ：安全安心な環境づくり（公助）

市の総合的な防犯対策として２つの実行プランを掲げ、８施策を展開します。

施策	R1	R2	R3	R4
施策(19) 交番との連携 ・ 交番連絡協議会への参加	参加	参加	参加	参加
施策(20) 防犯専門官を中心とした防犯対策の推進 ・ 市役所内に防犯専門官の配置	1 名	1 名	1 名	1 名
施策(21) 暴力団排除活動の推進 ・ 警察との協定による暴力団照会件数	250 件	247 件	273 件	328 件
施策(22) 空き家・空き地対策の実施 ・ 空き家軒数	401 軒	394 軒	401 軒	441 軒
施策(23) 街頭見守りカメラの設置 ・ 街頭見守りカメラ設置か所と台数	15 か所 52 台	17 か所 59 台	19 か所 66 台	21 か所 72 台
施策(24) 防犯灯の設置 ・ 区からの防犯灯の新規設置要望件数	15 件	10 件	25 件	7 件
施策(25) 公共施設における防犯対策の実施 ・ 公共施設の防犯カメラ設置台数	103 台	160 台	160 台	160 台
施策(26) 公共空間における防犯対策の実施 ・ 防犯灯の設置数	6, 117 基	6, 147 基	6, 097 基	6, 112 基

○防犯に関する市民アンケート調査結果

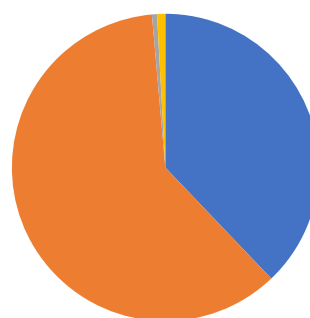
- 1 調査期間 令和5年7月10日～8月18日
- 2 調査対象 無作為抽出による市民1,500人
- 3 調査方法 アンケート用紙（郵送）とWeb回答によるもの
- 4 回答率 570人（回答率：38.00%）
- 5 回答内容

問1 性別

質問内容	回答	構成比
1 男性	216人	37.89%
2 女性	346人	60.70%
3 答えない	3人	0.53%
無回答	5人	0.88%
合 計	570人	100.00%

問1 性別

- 1 男性 216人 ■ 2 女性 346人
■ 3 答えない 3人 ■ 無回答 5人

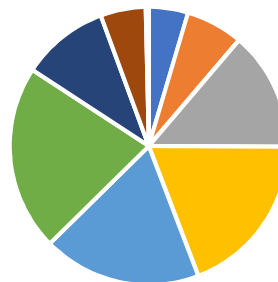


問2 年齢

質問内容	回答	構成比
1 10代	26人	4.56%
2 20代	38人	6.67%
3 30代	79人	13.86%
4 40代	109人	19.12%
5 50代	105人	18.42%
6 60代	123人	21.58%
7 70代	58人	10.18%
8 80代以上	30人	5.26%
無回答	2人	0.35%
合 計	570人	100.00%

問2 年齢

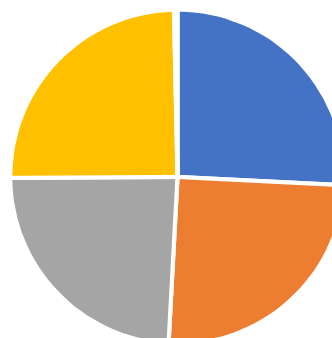
- 1 10代 26人 ■ 2 20代 38人
■ 3 30代 79人 ■ 4 40代 109人
■ 5 50代 105人 ■ 6 60代 123人
■ 7 70代 58人 ■ 8 80代以上 30人
■ 無回答 2人



問3 住まいの地域

質問内容	回答	構成比
南地区	147 人	25.78%
中央地区	143 人	25.09%
東地区	137 人	24.04%
北地区	141 人	24.74%
不明	2 人	0.35%
合計	570 人	100.00%

問3 住まいの地域

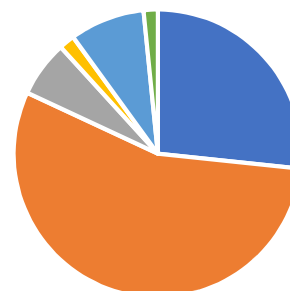


■ 南地区 147人 ■ 中央地区 143人 ■ 東地区 137人
■ 北地区 141人 ■ 不明 2人

問4 お住まいの治安の状況

質問内容	回答	構成比
1 良い	152 人	26.67%
2 まあまあ良い	315 人	55.26%
3 やや悪い	36 人	6.32%
4 悪い	10 人	1.75%
5 わからない	48 人	8.42%
無回答	9 人	1.58%
合計	570 人	100.00%

問4 お住まいの治安の状況



■ 1 良い 152人 ■ 2 まあまあ良い 315人
■ 3 やや悪い 36人 ■ 4 悪い 10人
■ 5 わからない 48人 ■ 無回答 9人

問5 日常の中で、自身が被害に遭う不安に感じているか。

(上段：回答数・下段：構成比)

質問内容	1 (※)	2 (※)	3 (※)	4 (※)	5 (※)	6 (※)	無回答	合計
1 住宅等の侵入盗	69 人 12.11%	157 人 27.54%	113 人 19.82%	136 人 23.86%	63 人 11.05%	5 人 0.88%	27 人 4.74%	570 人 100%
2 乗物盗	67 人 11.76%	166 人 29.12%	100 人 17.54%	150 人 26.32%	56 人 9.82%	7 人 1.23%	24 人 4.21%	570 人 100%
3 ひったくり、すり、置き引きの被害	87 人 15.26%	170 人 29.82%	126 人 22.11%	123 人 21.58%	32 人 5.62%	4 人 0.70%	28 人 4.91%	570 人 100%
4 殺人、強盗、放火の被害	92 人 16.14%	183 人 32.11%	129 人 22.63%	89 人 15.61%	37 人 6.49%	12 人 2.11%	28 人 4.91%	570 人 100%
5 暴力等を伴う性犯罪	88 人 15.44%	165 人 28.95%	151 人 26.49%	92 人 16.14%	36 人 6.31%	12 人 2.11%	26 人 4.56%	570 人 100%
6 暴力等を伴わない性犯罪	85 人 14.91%	150 人 26.32%	150 人 26.32%	101 人 17.72%	48 人 8.42%	10 人 1.75%	26 人 4.56%	570 人 100%
7 「ストーカー」、 「DV」といった行為	127 人 22.28%	192 人 33.69%	133 人 23.33%	55 人 9.65%	21 人 3.68%	15 人 2.63%	27 人 4.74%	570 人 100%
8 「声かけ」や「つきまとい」といった行為	103 人 18.07%	163 人 28.60%	128 人 22.46%	107 人 18.77%	34 人 5.96%	10 人 1.75%	25 人 4.39%	570 人 100%
9 特殊詐欺（ニセ電話詐欺等）	83 人 14.56%	136 人 23.86%	118 人 20.70%	126 人 22.11%	76 人 13.33%	8 人 1.40%	23 人 4.04%	570 人 100%
10 SNS等による犯罪被害	78 人 13.68%	131 人 22.98%	137 人 24.04%	119 人 20.88%	62 人 10.88%	18 人 3.16%	25 人 4.38%	570 人 100%

(※) 1：不安はない 2：あまり不安ではない 3：どちらともいえない

4：やや不安 5：不安

6：わからない

問6 自身が取り組んでいる防犯対策 (複数回答)

質問内容	回答
1 自宅玄関や窓への2重錠・補助錠などの対策	228人
2 自宅窓への防犯フィルム、防犯ガラスなどの対策	67人
3 自宅周囲に防犯砂利の敷設、侵入の足場となるような物を置かない対策	114人
4 自宅へのホームセキュリティの導入 (民間警備会社との契約)	33人
5 独自に防犯カメラを設置	32人
6 独自にセンサーライトを設置	135人
7 独自に窓用アラームを設置	11人
8 自転車や自動車の盗難防止に向けた補助鍵の対策	136人
9 特殊詐欺対策装置(まっ太フォン等)の購入	7人
10 防犯ブザーの携帯	48人
11 その他(上記以外の防犯グッズの携帯や防犯対策等)	27人
12 特になし	172人

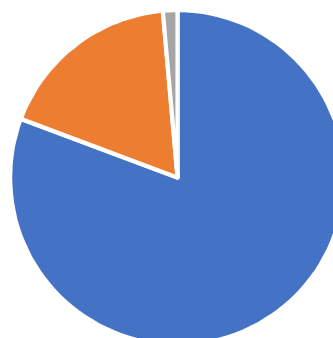
問7 犯罪情報や防犯に関する情報の収集方法 (複数回答)

質問内容	回答
1 テレビやラジオ、新聞	429人
2 市広報誌	179人
3 電話による問い合わせ	10人
4 会合や口コミでの情報交換	51人
5 市や警察ホームページ	52人
6 SNS(LINE、ツイッター、インスタグラム等)	202人
7 市メール配信「地域の安全情報」	83人
8 福岡県メール配信「まもるくん」	74人
9 福岡県警配信メール「ふっけい安心メール」	19人
10 福岡県警アプリ「みまもっち」	19人
11 その他	31人
12 収集していない	37人

問 8 自主防犯活動を知名度

質問内容	回答	構成比
1 知っている	460 人	80.70%
2 知らない	102 人	17.90%
無回答	8 人	1.40%
合 計	570 人	100.00%

問 8 自主防犯活動を知名度

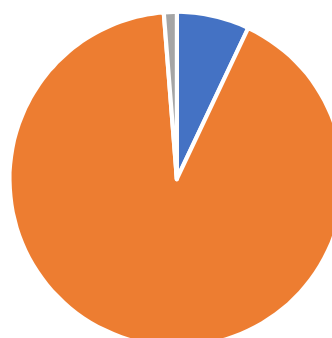


■ 1 知っている 460人 ■ 2 知らない 102人
■ 無回答 8人

問 9 防犯ボランティア活動への参加

質問内容	回答	構成比
1 参加している	40 人	7.02%
2 参加していない	523 人	91.75%
無回答	7 人	1.23%
合計	570 人	100.00%

問 9 防犯ボランティア活動への参加



■ 1 参加している 40人 ■ 2 参加していない 523人
■ 無回答 7人

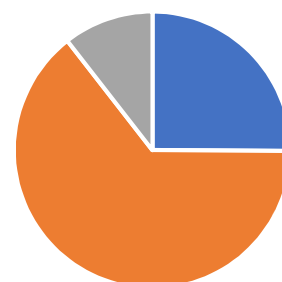
問 10 防犯ボランティアに参加したきっかけ（複数回答）※問 9 で 1 と回答した人のみ

質問内容	回答
1 犯罪に対する不安があったから	1 人
2 ボランティア活動に興味があったから	1 人
3 ボランティア活動している人を見たから	3 人
4 広報誌や回覧板、掲示板、市の HP 等を見て参加したいと思ったから	2 人
5 活動している人たちに誘われたから	5 人
6 家族や知人に勧められたから	1 人
7 地域（区）や職場等の関係で参加しなくてはならないから	20 人
8 その他	10 人
無回答	2 人

問 11 防犯ボランティア活動への参加意向

質問内容	回答	構成比
1 参加したい	143 人	25.09%
2 参加したくない	367 人	64.39%
無回答	60 人	10.52%
合計	570 人	100.00%

問11 防犯ボランティア活動への参加意向

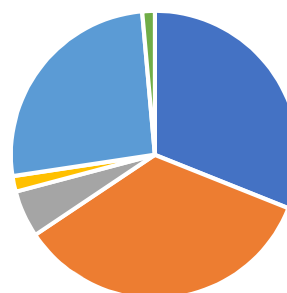


- 1 参加したい 143人
- 2 参加したくない 367人
- 無回答 60人

問 12 自主防犯ボランティア活動の効果

質問内容	回答	構成比
1 効果がある	177 人	31.05%
2 やや効果がある	197 人	34.56%
3 あまり効果がない	30 人	5.26%
4 効果がない	10 人	1.75%
5 わからない	148 人	25.97%
無回答	8 人	1.41%
合計	570 人	100.00%

問12 自主防犯ボランティア活動の効果



- 1 効果がある 177人
- 2 やや効果がある 197人
- 3 あまり効果がない 30人
- 4 効果がない 10人
- 5 わからない 148人
- 無回答 8人

問 13 「ながら防犯」ができそうなこと（複数回答）

質問内容	回答
1 散歩中（犬との散歩中）の見守り	172 人
2 ジョギング中の見守り	67 人
3 子どもの送迎時の見守り	97 人
4 買い物の行き帰りの見守り	348 人
5 通勤・通学中の見守り	241 人
6 その他	18 人
無回答	30 人

問 14 見守りカメラの設置に関する考え方（最大3つを選択）

質問内容	回答
1 安心感がある	323 人
2 犯罪抑止効果がある	404 人
3 犯罪検挙に効果がある	287 人
4 個人のプライバシーを侵害している	1 人
5 画像データの取扱いが不安	56 人
6 監視されているようで不安	10 人
7 設置の効果が無い	6 人
8 わからない	35 人
9 その他	13 人
無回答	9 人

問 15 市に取り組んでほしいこと（最大3つを選択）

質問内容	回答
1 子どもの防犯意識の向上（学校における教育、指導など）	249 人
2 地域の犯罪発生状況や防犯に関する知識の情報提供や啓発活動	169 人
3 見守りカメラの設置促進や補助制度	313 人
4 空き家や空き地の適正管理の促進	178 人
5 道路の明るさの確保（防犯灯の設置促進など）	417 人
6 自主防犯活動や地域住民、事業者の防犯活動等への支援の拡充	64 人
7 わからない	12 人
8 その他	10 人
無回答	9 人

○防犯パトロール登録員との意見交換会

【第1回】

(日時) 令和5年10月31日(火) 19時～20時30分

(場所) 中央コミュニティセンター 多目的室

(参加人数) 12人

(内容) ・大野城市の現状について
・「活動中の気づき」、「活動で困っていること」、「街頭見守りカメラに関するこ
と」に関しての意見交換会(3グループ)

【第2回】

(日時) 令和5年11月2日(木) 19時～20時30分

(場所) 北コミュニティセンター 視聴覚室

(参加人数) 7人

(内容) ・大野城市の現状について
・「活動中の気づき」、「活動で困っていること」、「街頭見守りカメラに関するこ
と」に関しての意見交換会(1グループ)

【第3回】

(日時) 令和5年11月6日(月) 19時～20時30分

(場所) 南コミュニティセンター 視聴覚室

(参加人数) 14人

(内容) ・大野城市の現状について
・「活動中の気づき」、「活動で困っていること」、「街頭見守りカメラに関するこ
と」に関しての意見交換会(3グループ)

【第4回】

(日時) 令和5年11月7日(火) 19時～20時30分

(場所) 東コミュニティセンター 研修室1・2

(参加人数) 14人

(内容) ・大野城市の現状について
・「活動中の気づき」、「活動で困っていること」、「街頭見守りカメラに関するこ
と」に関しての意見交換会(3グループ)

○大野城市地域防犯基本計画策定検討委員会

基本計画の策定に当たり、大野城市地域防犯基本計画策定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、地域代表者や専門的知識を有する方々から意見をいただき、基本計画の検討を行いました。

○ 開催内容

【第1回】

（日時） 令和5年10月5日（木） （場所） 市役所 新館4階 429会議室

（内容） 委嘱状交付式、令和4年度大野城市犯罪情勢等報告、基本計画策定の流れ

【第2回】

（日時） 令和5年11月14日（火） （場所） 市役所 新館4階 428会議室

（内容） 意見交換会の報告、アンケート及び意見交換会の基本計画への反映

【第3回】

（日時） 令和6年1月18日（木） （場所） 市役所 新館4階 427会議室

（内容） 大野城市地域防犯基本計画（素案）の検討

○ 検討委員会名簿

所属	氏名	備考
南地区コミュニティ運営協議会	上野 節義	
中央地区コミュニティ運営協議会	田中 稔	
東地区コミュニティ運営協議会	高橋 光治	
北地区コミュニティ運営協議会	洋見 博	副委員長
防犯指導員会 大野城支部	井上 善久	委員長
大野城市商工会	伊藤 和久	
大野城市教育委員会（教育支援課）	平井 源樹	
大野城市社会福祉協議会（地域課）	永田 貴大	
春日警察署（生活安全課）	末石 宗一郎	

○用語解説

※この用語解説は、基本計画における用語の定義であって、一般的に使用されているものと必ずしも一致するものではありません。

用語	解説
刑法犯	刑法及び暴力行為等処罰法・爆発物取締罰則・組織犯罪処罰法などの法律に規定される殺人・強盗・放火・強姦（強制性交など）・暴行・傷害・窃盗・詐欺などの犯罪
街頭犯罪	身のまわりで発生しやすい犯罪の総称 ※基本計画内では、「強盗」、「侵入盗（空き巣、居空き、忍び込み）」、「自動車盗」、「オートバイ盗」、「自転車盗」、「車上ねらい」、「部品ねらい」、「ひったくり」、「不同意わいせつ行為」、「自販機ねらい」、「万引き」が該当します。
特殊詐欺	不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて現金等を騙し取る詐欺のことで、ニセ電話詐欺やオレオレ詐欺、金融商品等取引名目の詐欺、ギャンブル必勝情報提供名目の詐欺、異性との交際あっせん名目の詐欺等を総称
筑紫地区安全安心まちづくり推進協議会	平成19年11月に安全で安心な筑紫地区の実現のため、筑紫地区内のボランティア団体、自治体、警察及び消防などの関係機関により発足した協議会。防犯、少年非行防止、交通事故防止及び防火などを促進するための活動を実施している。
防災メールまもるくん	福岡県の災害時の情報などをメールで配信するシステム。このシステムを利用し、地域の安全に関する情報を配信している。
ふっけい安心メール	福岡県警察から、県内で発生した事件情報や防犯情報などをメールで配信するシステム
みまもっち	福岡県警察が開発し、スマートフォンで犯罪状況や防犯対策ができるアプリ
ついで隊	春日・大野城・那珂川防犯協会と筑紫野・太宰府防犯協会が実施しており、買い物や散歩の「ついで」に、腕章をつけて防犯パトロールに参加する制度
ながら防犯	福岡県が実施しており、仕事やプライベートを問わず日常生活の中に防犯の視点を取り入れて行動しながら、地域の異変、異常、危険箇所等がないか気を配り、発見した際は警察等に伝える運動

○用語解説

防犯パトロール登録員	大野城市が実施している防犯パトロール登録員制度
青色パトロールカー	自主防犯パトロールに使用される車両の通称で、正式名称は「青色回転灯装備車」という。
子ども見守りシステム	見守り端末を持った子どもが、市内に設置された見守りポイントや、見守り人アプリをインストールしたスマートフォンの近くを通った際に、位置情報が記録され、迷子や行方不明等、万が一の際の早期解決の一助となる事業（令和6年度から本格運用）
あんしんまどか （高齢者 ICT 見守り事業）	ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、同居家族の仕事等で長時間独居状態や高齢者のみとなる方に「人感センサー」と「緊急通報機器（見守りケータイ）」を貸与し、24 時間センサーに反応がない場合は、安否確認を行う事業
ここだよまどか （高齢者等捜索位置検索事業）	認知症による行方不明等のリスクがある高齢者の家族等へ「GPS 機器」を無料で貸与し、専用のスマホアプリでいつでも位置検索ができ、万が一の際の早期解決の一助となる事業
みつけてまどか （高齢者捜索身元確認事業）	認知症による行方不明等のリスクがある高齢者を対象に無料で身元確認のできる「QR コードシール」を配付し、衣類や持ち物などに貼り付けて身に付けておくと、行方不明になられたときに発見者が QR コードを読み取ることで、家族等と伝言板上でやり取りができ、万が一の際の早期解決の一助となる事業
市民公益活動促進プラットフォームまどかぷらっと	公益活動への参加促進と活動の活性化を目的に、公益活動に参加した人にポイントを付与する制度
大野城市コミュニティ活動災害補償制度 （コミュニティ保険）	大野城市における地域活動、コミュニティ活動などの活動中に発生した不測の事故による損害賠償や傷害を保障することにより、安心して活動への取組ができるようにする制度

○「大野城市防犯パトロール登録員制度」と「ついで隊」の比較

	大野城市防犯パトロール登録員	ついで隊
実施主体	大野城市	春日・大野城・那珂川防犯協会、筑紫野・太宰府防犯協会
対象者	市内で防犯活動を実施している人	16 歳以上の大野城市・春日市・筑紫野市・太宰府市・那珂川市に居住又は勤務している人
目的	防犯意識の高揚、地域防犯活動の促進	
活動内容	青パトによるパトロール、子どもの見守り活動	買い物や散歩などの「ついで」に、腕章を着用しての活動
費用	無料	無料
配布物	登録証（市長からの委嘱を証明するもの）、帽子、腕章 	
更新	3 年に 1 度講習受講（努力規定）	不要
保険	大野城市コミュニティ活動災害補償制度（コミュニティ保険）の適用あり	なし

○大野城市安全安心まちづくり条例(平成 22 年条例第 11 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害、犯罪、事故、その他市民生活に悪影響を及ぼすような不安、脅威、危険等（以下「災害等」という。）を未然に防止し、市民（市内に居住、通勤、通学する者をいう。）及び事業者（以下「市民等」と総称する。）が生命、身体又は財産に対し危害を受けることなく、安全に安心して暮らすことができるまちづくり（以下「安全安心まちづくり」という。）に関して、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにすることにより、市及び市民等が一体となって、安全安心まちづくりを総合的に推進し、今後も市民等が安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 安全安心まちづくりは、市及び市民等がそれぞれの役割を担い、関係する団体、組織と連携を図りながら、共働して行うものとする。

2 安全安心まちづくりは、自分の安全は自分で守り、その上で、地域の安全は地域で守るという連帯意識のもと、市民等が自主的に地域の安全を守るための活動を積極的に推進するものとする。

3 安全安心まちづくりは、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、市及び市民等が、災害等から得た体験及び教訓並びに災害等に対する知識、技術等を日常生活に生かすとともに、将来の世代に継承するものとする。

(市の責務)

第 3 条 市は、安全安心まちづくりを推進するために必要な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、前項の規定により策定する施策については、市民等の意見を十分に反映させるよう努めるとともに、当該施策の実施に当たっては、市民等の理解と協力を得るために必要な措置を講ずるものとする。

3 市は、安全安心まちづくりを推進するため、常に国、地方公共団体及びその他の公共機関と密接な連携を図り、緊急な災害等の発生に対処できるよう努めるものとする。

(市民等及び市内に土地、建物等を所有又は管理する者の責務)

第 4 条 市民等は、安全安心まちづくりを推進するために、必要な知識及び技術の習得に努めるものとする。

2 市民等は、市が実施する施策に協力するものとする。

3 市内に土地、建物その他工作物を所有又は管理する者は、災害等の発生及び近隣の生活環境を損なう原因とならないよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その従業員に安全安心まちづくりに必要な知識及び技術を習得させ、顧客等が被害に遭わないよう努めるものとする。

(啓発活動及び教育の実施)

第6条 市は、市民等が安全安心まちづくりに必要な知識及び技術を自主的に習得することができるよう、啓発活動や教育の充実に努めるものとする。

(人材の育成)

第7条 市は、地域の安全安心まちづくりを推進するために必要な人材を育成するものとする。

(要援護者に配慮した施策の実施)

第8条 市は、災害等に備え、特に援護を必要とする高齢者、障がい者、幼児等に配慮した施策を実施するものとする。

(災害等の措置)

第9条 市民等は、災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、自主的に地域の安全を守るために活動するものとする。

(地域の安全安心まちづくり体制の強化)

第10条 市民等は、各地域で行われている活動に加え、安全安心まちづくりをより広域的な活動とするため、4つのコミュニティ地域を単位とした自治組織を中心に、安全安心まちづくり体制を強化し、推進するものとする。

(暴力団の排除)

第11条 市は、市民等が安全に生活できる社会を確保し、健全な社会経済活動及び青少年健全育成を図るため、市民等、福岡県及び関係団体と連携、協力し、暴力団の排除に向けた積極的な措置を講ずるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○大野城市暴力団排除条例(平成 22 年条例第 12 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、福岡県暴力団排除条例（平成 21 年福岡県条例第 59 号。以下「県条例」という。）に定めがあるもののほか、大野城市からの暴力団の排除（以下「暴力団の排除」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民及び事業者の安全で安心な生活を確保し、大野城市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 市民 市内に居住、通勤、通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において、事業又は活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第 3 条 暴力団の排除は、市民及び事業者が、暴力団が社会に悪影響を与える存在であることを認識した上で、暴力団を利用しない、暴力団に金を出さない、暴力団員との交際をしないということを基本として、暴力団を恐れずに市、市民及び事業者が相互に連携協力して推進されなければならない。

(市の役割)

第 4 条 市は、市民及び事業者の協力を得るとともに、福岡県のすべての執行機関（以下「県」という。）その他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体との連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に推進するものとする。

2 市は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、県に対し、当該情報を提供するものとする。

(市民及び事業者の役割)

第 5 条 市民は、暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、その行う事業（事業の準備を含む。以下同じ。）により暴力団を利することとならないようにするとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知ったときは、市又は県その他の関係機関に対し、当該情報を提供するよう努めるものとする。

(市の事務及び事業における措置)

第6条 市は、公共工事その他の市の事務及び事業により暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市が実施する入札等に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第7条 市は、市民及び事業者が暴力団員に対する請求に係る訴訟の提起その他の暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

2 市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、暴力団の排除のための活動に自主的に、相互の連携協力を図って取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成するための集会を開催する等、広報及び啓発を行うものとする。

(青少年に対する教育等のための措置)

第8条 市は、学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する中学校をいう。)において、その生徒が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が必要に応じ行われるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、当該青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、暴力団による犯罪の被害を受けないよう、当該青少年に対し、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとし、市は、これらの者に対し、必要な情報の提供等の支援を行うものとする。

(暴力団の威力を利用することの禁止)

第9条 市民は、債権の回収、紛争の解決等に関し暴力団員を利用すること、自己が暴力団と関係があることを認識させて相手方を威圧すること等、暴力団の威力を利用してはならない。

2 事業者は、県条例第16条の規定を遵守し、暴力団の威力を利用してはならない。

(利益の供与の禁止)

第10条 市民は、暴力団の威力を利用する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して、金品その他の財産上の利益の供与(以下「利益の供与」という。)をしてはならない。

2 市民は、前項に定めるもののほか、暴力団の活動又は運営に協力する目的で、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して利益の供与をしてはならない。

3 事業者は、県条例第15条の規定を遵守し、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して利益の供与をしてはならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

○大野城市防犯パトロール登録員設置要綱(平成 18 年要綱第 28 号)

(目的)

第 1 条 この要綱は、市内における犯罪を防止するために、大野城市防犯パトロール登録員（以下「登録員」という。）を設置し、地域住民と市が一体となって、犯罪の防止と防犯意識の高揚を図ることにより、安全安心のまちづくりに資することを目的とする。

(推進団体の指定)

第 2 条 市長は、地域の防犯活動を推進するため、次に掲げる団体を大野城市地域防犯活動推進団体（以下「推進団体」という。）として指定する。

(1) コミュニティ運営協議会

(2) 区

(登録員の委嘱等)

第 3 条 推進団体に属する者のうち登録員となるための申込みをするもの（以下「申込者」）は、大野城市防犯パトロール登録員申込書（様式第 1 号）を推進団体を経て市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の提出があった場合は、その内容を審査し、申込者が市の防犯活動に従事することが適当であると認めたときは、当該申込者を登録員として委嘱する。

3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者は、登録員になることができない。

(登録員証明書等の交付)

第 4 条 市長は、登録員を委嘱したときは、大野城市防犯パトロール登録員証明書（様式第 2 号。以下「証明書」という。）及び腕章、帽子その他防犯活動に必要と認められるもの（以下「腕章等」という。）を交付する。

(登録員の義務)

第 5 条 登録員は、活動を行うときは、証明書を携帯し、かつ、腕章を着用しなければならない。

2 登録員は、防犯パトロールの目的を十分に理解し、大野城市防犯パトロールカー運行要領の規定に従い、パトロールを行わなければならない。

3 登録員は、防犯に関する研修会、講習会等の受講に努めなければならない。

(登録員の解任)

第 6 条 市長は、登録員が次の各号のいずれかに該当するときは解任することができる。

(1) 登録員から退任の申し出があったとき。

(2) 登録員として、ふさわしくないと認める行為があったとき。

(3) 第 3 条第 3 項の規定に違反することが判明したとき。

(4) 防犯活動をやめたとき、又は市長が指定する講習を受講しなかったとき。

(5) その他市長が必要と認めたとき。

2 登録員は、前項の規定により解任されたときは、証明書及び腕章等を市長へ返却しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第7条 登録員の報酬及び費用弁償は支給しない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、登録員に関して必要な事項は別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日要綱第15号)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年4月11日要綱第22号)

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

○大野城市街頭見守りカメラの設置及び運用に関する規程（平成 24 年規程第 10 号）

（目的）

第 1 条 この規程は、市が市庁舎等以外に設置する街頭見守りカメラ（以下「見守りカメラ」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることにより、見守りカメラの適正な設置、管理及び運用を図り、もって市内の犯罪の発生を抑止し、安全に安心して暮らすことができるまちづくりを推進するとともに、市民等のプライバシーを保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 見守りカメラ 犯罪の予防を目的（犯罪の予防を従たる目的とする場合を含む。）として設置するカメラ装置で、撮影及び録画装置その他必要な関連機器で構成されているものをいう。
- （2） 市民等 市内に居住し、勤務し、若しくは通学し、又は市内に滞在し、若しくは通過するものをいう。
- （3） 画像 見守りカメラにより撮影された画像のうち、当該画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

（管理責任者等）

第 3 条 見守りカメラの適正な設置及び維持管理を図るため、見守りカメラの管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、環境経済部生活安全課長をもってこれに充てる。

- 2 管理責任者は、見守りカメラの操作を行わせるため、見守りカメラの操作取扱者（以下「操作取扱者」という。）を置くことができる。
- 3 操作取扱者は、管理責任者が指定したものとする。
- 4 管理責任者及び操作取扱者（以下「管理者」という。）は、見守りカメラにより撮影した画像及び当該画像を記録した媒体（以下「記録媒体」という。）から知り得た情報を、第三者に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（設置）

第 4 条 見守りカメラは、市内の防犯に関し必要と判断される場所に設置するものとする。

- 2 管理責任者は、見守りカメラの設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - （1） 設置台数は、第 1 条の目的を達するために必要な最小限の台数とするものとする。
 - （2） 撮影範囲は、第 1 条の目的に照らして最も適切な範囲となるよう調整するものとする。

- 3 管理責任者は、見守りカメラの撮影対象区域の見やすい場所に、見守りカメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示するものとする。

(画像の保管及び消去)

第5条 記録した画像の保管期間は、録画した日の翌日から14日間とする。ただし、管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保管期間を延長することができる。

- (1) 法令等に基づく要請を受けたとき。
- (2) 市民等の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (3) 前2号に定める場合のほか、市長が必要と認めたとき。

2 管理者は画像及び記録媒体について、次の措置を講じなければならない。

- (1) 保存期間を延長した場合は、その理由を記録すること。
- (2) 画像を録画された状態のまま保管し、加工しないこと。
- (3) 記録媒体を施錠等により防護された場所に保管すること。
- (4) 記録媒体の画像を再生するときは、管理責任者から許可を受けた者が行うこと。
- (5) 管理責任者から許可を受けた者以外の者が、操作し、又は持ち出すことを禁止すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、画像及び記録媒体の不正使用、外部流失、改ざん、保管期間満了前の消去並びに毀損等を防止すること。

3 第1項に定める期間を経過したときは、上書きする方法で前の画像の消去を確実に行うものとする。

4 記録媒体を破棄する場合は、管理者を含む複数人で完全に画像が消去されたことを確認のうえ、破砕等の処理を行い、記録媒体から画像が再生できない状態にして破棄するものとする。

(画像データ等の外部提供)

第6条 管理責任者は、第5条第1項各号に掲げる場合を除き、画像及び記録媒体の情報を他に提供してはならない。

2 管理責任者は、画像の提供を行うときは、当該要請者から身分証明書等の提示を求め、確認を行うとともに提供の必要性を検討するものとする。

3 前項の場合において、当該要請は文書によるものとする。

4 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供したときは、次に掲げる事項を記録し、保存しなければならない。

- (1) 提供年月日及び時間
- (2) 提出先の名称、所在地、代表者及び責任者
- (3) 提供した画像の内容
- (4) 提供の目的及び理由

5 管理責任者は、画像及び記録媒体の情報を提供するときは、最小限の範囲にとどめるとともに情報を提供する相手方に対し、次に掲げる事項を遵守させなければならない。

- (1) 画像及び記録媒体の情報を適正に管理すること。

(2) 目的以外への利用及び第三者への提供をしないこと。

(3) 目的を達成したとき又は当該目的が達成されないことが判明したときは、速やかに記録媒体の返却又は破棄を行うこと。

(遵守事項)

第7条 この規程に定めるもののほか、管理者は、画像及び記録媒体の取扱いについては、大野城市情報公開条例（平成16年条例第1号）及び大野城市個人情報保護条例（平成17年条例第35号）を遵守しなければならない。

(苦情処理)

第8条 見守りカメラの設置、運用等に関する苦情等を受けた場合、管理責任者は速やかに対応し、適切な措置を講じるものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、見守りカメラの設置及び運用に関し、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年6月22日から施行する。

附 則（平成27年3月31日規程第2号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年1月20日規程第1号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日規程第8号抄）

(施行期日)

1 この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日規程第6号）

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



大野城市PRキャラクター 大野ジヨ